

第一工業大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

第一工業大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、第一工業大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 24(2012)年 3 月 31 日の期間で「基準 7」「基準 8」について再評価を申請すること。

総評

大学は、昭和 43(1968)年に設置された鹿児島県唯一の工業系単科大学で、有能で幅広い知識を備えた「技術者」そして個性あふれる「人間」の育成を目標として掲げている。

創設者のことば「個性をのばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」に示される「個性の伸展」を第一工業大学の建学の精神としている。教育の基本理念は、個性あふれる人間性を持ち、有能で幅広い知識を備えた「技術者」の育成をすることを目指している。大学の教育目標は、自らの個性を伸ばし、人間性に溢れ、社会の変化にも柔軟に取り組んでいく進取の精神に富んだ創造的技術者を育成するとし、技術的創造を目指す技術者の育成 実践的能力を持つ技術者の育成 個性の伸展による豊かな人間性と進取の精神に富んだ技術者の育成 の三つの教育目標を掲げて取り組んでいる。建学の精神、教育の基本理念、大学の教育目標は、各種媒体を通して学内外に示されていて、一定の周知が図られている。

教育研究組織では、教育組織は特色ある航空宇宙工学科をはじめとして 5 学科 18 コースが設置され、諸規程を整備し、連携を持って適切に運営されている。また、教養教育を「自己発見力」「工学基礎力」「社会人基礎力」の養成を目標に体系化し「共通教育センター」として組織し運営していることは評価できる。他方、工業系大学として、教員の研究活動の活性化と、これを教育に活用する組織的取組みが望まれる。

教育課程では、建学の精神である「個性の伸展」と大学の基本理念「個性の伸展による創造的技術者の育成」を掲げ、これら理念・目的をもととした三つの教育目標を達成するための教育課程の編成方針を有している。

教育研究活動については、設置基準を満たす専任教員が配置され、教育課程を運営するために必要な教員数は確保されている。教員構成は、専任（客員を含む）と兼任の比率及び学科などへの配置は概ね適切であるが、年齢構成については偏りが生じており、若手教員の採用など適切化が望まれる。教員の研究費については、教育研究の充実活性化のために、適正な配分についての検討とともに、より一層の財政的措置を講ずることが望まれる。

職員の採用については「教職員採用規程」が定められており、採用内定者の事前研修も行われている。また、組織編制については、公務員定年退職者を中心に採用している関係で年齢による偏りがあるものの必要な職員は確保されている。

社会的責務については、組織倫理に関する諸規程は整備されている。また危機管理の体制も、防犯警備、防災体制などについて責任と指揮命令系統を確立することにより、整備

されている。

管理運営では、大学の設置者である学校法人都築教育学園の管理運営体制に関わる諸規程は概ね整備されている。しかし、平成 19(2007)年度の予算額が理事会及び評議員会の審議を経ることなく変更されている。なお、決算の評議員会への報告についても、理事会の前に報告がされており、私立学校法第 46 条に基づき理事会承認後に報告し、意見を求める必要がある。平成 19(2007)年度決算については、監事が監査報告を行い、理事会承認を経た後の新たな変更の際に、理事会の議決を経ていないなど管理体制に重大な問題がある。

また、他の学校法人に対する長期貸付金の徴収不能引当金繰入額を会計方針の変更で繰り入れているが、補正予算時にも計上されておらず、寄附行為に定める「予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄」に該当し、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められる。したがって、管理運営が適切に機能しているとは評価できない。

財務状況については、法人全体で帰属収入から消費支出を控除した金額が、平成 15(2003)年度から 19(2007)年度まで 5 年間連続してマイナスとなっており、消費収支バランスは均衡を欠いている。また、平成 19(2007)年度においては、他の学校法人への長期貸付金の徴収不能引当金繰入額などにより大幅に均衡を欠いている。会計処理については、決算承認後に予算外の退職給与引当金取崩額の繰入及び退職金並びに退職給与引当金繰入額の金額・部門別内訳表の変更が行われており、適切な会計処理とはいえない。したがって、財務状況が適切に運営されているとは評価できない。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「個性の伸展」、大学の基本理念「個性の伸展による創造的技術者の育成」が定められ、各種媒体を通じて学内外に示されており、一定の周知が図られている。しかし、全体を通して大学の基本理念が大学教育としてのレベルで、どのように個性を持って高度に具体化するかが今後の課題となるといえる。

建学の精神は大学のホームページ及び大学案内を通じて学外に、学内には学生便覧、履修のしおりへ記載するとともに、入学式において説明を行っている。

大学の教育目標は、「建学の精神の工学領域での具体化」として設定され、大学ホームページ、大学案内、学生便覧を通して学内外に示されている。

建学の精神を踏まえた大学の目的が学則第 1 条に明記され、教育の基本理念、教育目標として学生便覧、大学ホームページ、大学案内を通して学内外に示されている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育組織は、特色ある航空宇宙工学科をはじめとして 5 学科 18 コースが設置され、諸規程を整備し、連携が図られており適切に運営されている。

教養教育を「自己発見力」「工学基礎力」「社会人基礎力」の養成を目標に体系化し「共通教育センター」として組織を整備し運営している。

情報処理教育の整備のため「情報センター」や産学官連携及び地域社会との協力関係を構築する「社会連携センター」を新設したことは評価できるが、運営体制の早期確立と教育研究活動活性化へ結付ける努力が望まれる。

大学の規模に適合した学内意思決定組織及びプロセスが整備され、特に全教員と事務管理職との連絡会が密に持たれているが、工科系大学として、教員の研究活動の活性化と、これを教育に活用する組織的取組みが望まれる。

学生個々の要望を取入れる方策として、意識調査の実施や「目安箱」の設置によって、その要望に対応する措置を行っている

【優れた点】

- ・「自己発見力」「工学基礎力」「社会人基礎力」の養成を目標とする、教養教育のための組織として「共通教育センター」を設置し、具体的な取組みを行っていることは評価できる。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「個性の伸展」と大学の基本理念「個性の伸展による創造的技術者の育成」を掲げ、技術的創造を目指す技術者の育成 実践的能力を持つ技術者の育成 個性の伸展による豊かな人間性と進取の精神に富んだ技術者の育成 を教育目標としており、これら理念・目的を達成するための教育課程の編成方針が示されている。

授業期間、履修単位登録上限及びシラバスに修正すべき点はあるものの、教育目的は、「専門設計教育」を含む教育課程や教育方法に反映されている。教員の研究活動を活性化する継続的努力が望まれるものの「技術的創造を目指す技術者の育成」を特色とする教育に努力がなされている。

入学前教育、入学直後の基礎テスト、数学・物理・英語の習熟度別クラスを組合わせて多様な学生に対処している。また、「共通教育センター」にアドバンス教育機能を持たせ、意欲的な学生を刺激している。これらは入学者の状況に合わせた教育方法として評価できる。

【優れた点】

- ・「学生支援カルテ」という学生のポートフォリオ情報を全教職員が共有して学生指導に取り組んでいることは評価できる。

【参考意見】

- ・履修登録単位数の上限が定められていないので、早急に是正することが望まれる。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは大学案内に示されており、入学者選抜方針は出願資格として学生募集要項に記載されている。今後は、学生の定員管理に更なる努力が望まれるものの、建学の理念、大学の教育目標に沿って、意欲的な学生を選考する入学試験が工夫されている。

学生の意識調査や学生による授業評価の頻度に工夫が望まれるものの、出席情報システムを活用し、クラスアドバイザーを窓口とする 4 年間一貫した学習支援体制が構築されている。

60km 圏までの無料スクールバスによる通学支援、学生数に対して十分な学生寮・女子寮の整備、学業及びスポーツ特待生制度による経済支援の重点化などの学生サービス体制が充実している。また、学生食堂で朝食を格安で提供していることは、学生の生活習慣改善及び学生の経済負担の観点からも評価できる。

学外施設使用料金の全額負担、合宿、試合参加時の交通費負担補助、ボランティア保険料負担による「まちづくり舞鶴隊」支援は、特色ある課外活動支援として評価できる。

就職活動支援センターによる就職活動支援体制は評価できる。更に「特勉会」の開催など、大学院進学指導を組織的に行っている。

【優れた点】

- ・出席情報システムを活用し、クラスアドバイザーが個人指導を行っていることは評価できる。
- ・通学支援で 60km 圏内の遠隔地にも、無料スクールバスを運行していることは評価できる。
- ・学生数に比して十分な室数を整備し、管理体制も行き届いた学生寮を有していることは評価できる。
- ・「特勉会」の開催など、大学院進学のための受験指導を組織的に行っていることは評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

設置基準を満たす専任教員数が確保され、教育課程を運営するために必要な教員が適切に配置されている。

教員構成については、専任と兼任の比率及び学科などへの配置は概ね適切であるが、年齢構成については偏りが生じており、若手教員の採用など是正に向けた努力が望まれる。

教員の研究費及び研究旅費については、教育研究活動の充実、活性化のために、適正な配分についての検討を行い、より一層の財政的措置を講ずることが望まれる。

FD(Faculty Development)については、教育能力の向上のための研修制度や新任教員への対応策などについて、更に組織的な活動を行うことが期待される。

教員の採用及び昇任については、規程が整備されており、実務家教員の採用など教育目標に沿った教員の採用に留意し、運営されている。

【優れた点】

- ・実務家教員の採用方針のもとで、官公庁・企業などにおける技術的・管理的業務の経験豊富な人材を確保していることは評価できる。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制については、公務員定年退職者を中心に採用している関係で年齢による偏りがあるものの必要な職員は確保されている。

職員の採用については「教職員採用規程」が定められており、採用内定者の事前研修も行われている。

職員の資質向上に向けて学外研修会に参加した職員が、早朝連絡会において成果の報告をしている。また、職場内研修についてもテーマを定めて各部署において実施しており、資質向上に向けた取組みがなされている。

教育研究支援の事務組織としては、研究を支援する部署として庶務課があるが、外部研究資金の獲得を積極的に支援する事務体制の充実が求められる。

教育を支援する事務体制は、教務委員会をはじめとする各種委員会に事務職員も委員として参加している。また、学内 LAN を利用した出席管理システムを導入し、教務課と教員が連携し対応している。

【優れた点】

- ・採用内定者に対して、事前に各部署での研修が実施されていることは高く評価できる。

- ・各種委員会に事務課長及び課員が委員として参画し、常に教員と連携を図っていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・今後の大学運営に積極的に関与できる若手事務職員の採用及び人材養成が望まれる。
- ・教育研究の支援及び各種補助金の獲得に向けた事務体制の構築が望まれる。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

大学の設置者である学校法人都築教育学園の管理運営体制に関わる諸規程は概ね整備されている。しかし、平成 19(2007)年 4 月 1 日以降に改正された「都築教育学園就業規則」「組織規程」「事務分掌規程」「退職金支給規程」などの制定・改廃について、一般稟議で行われている。法人全体の規程に関しては、本来理事会での議決が必要である。また、学則などの制定・改廃については、一般稟議事項としては馴染まないもので、整備されることが望まれる。

また、平成 19(2007)年度予算額が、理事会及び評議員会の審議を経ることなく変更されている。なお、決算の評議員会への報告についても、理事会の前に報告がされており、私立学校法第 46 条に基づき理事会承認後に報告し、意見を求める必要がある。

平成 19(2007)年度決算については、監事が監査報告を行い、平成 20(2008)年 5 月の理事会承認の後に公認会計士の指導により変更されている。しかし、その後理事会の議決を経ずに 6 月に変更を行うなど管理体制に重大な問題がある。

また、系列の他の学校法人に対する長期貸付金の徴収不能引当金繰入額を会計方針の変更で繰入れているが、補正予算時にも計上されておらず、寄附行為の第 20 条に定める「予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄」に該当し、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められる。

自己点検・評価については、精力的に行われており教職員へ冊子を配付し説明会の実施も行われている。

総合的に判断して、予算・決算をはじめとする重要事項が理事会・評議員会の手続きを経ないで変更されているなど、管理運営が適切に機能しているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・法人の重要な規程の制定・改正が、事務稟議規程により一般稟議で行われているが、理事会決議との明確化が必要である点について改善を要する。
- ・理事会・評議員会の審議・議決を経ずに予算が変更されている点について改善が必要である。
- ・評議員会の意見を聴くべき「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」について、審

第一工業大学

議を経ていない点について、改善が必要である。

- ・決算の評議員会への報告については、理事会の前に報告しているが、私立学校法第 46 条に基づき理事会承認後に報告し、意見を求める必要がある点について改善を要する。
- ・公認会計士の指導が、理事会承認後になされ金額などの変更が生じている点について改善が必要である。

【参考意見】

- ・教学部門の意見が、管理部門の方針などに反映される仕組みの構築が望まれる。
- ・平成 6(1994)年に「自己点検・評価委員会規程」を制定し、平成 18(2006)年に「自己点検・評価小委員会規程」を制定し、これまでに平成 9(1997)年、17(2005)年、18(2006)年、19(2007)年の 4 回の自己点検・評価を実施しているが、その結果が実効性のあるものとして大学の運営に反映されつつあるものの、一層の努力が望まれる。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしていない。

【判定理由】

法人全体で帰属収入から消費支出を控除した金額が、平成 15(2003)年度から 19(2007)年度まで 5 年間連続してマイナスとなっており、消費収支バランスは均衡を欠いている。特に、平成 19(2007)年度においては、他の学校法人への長期貸付金の徴収不能引当金繰入額などにより大幅に均衡を欠いている。

大学単独においても、平成 17(2005)年度より 19(2007)年度まで 3 年間連続して基本金組入率（基本金組入額 / 帰属収入）が極めて少なく、4 年制大学の工学部としてより高い水準の工学技術者教育を担保する機器備品などの設備・施設などの更新がなされていない。

経営の基本方針として「自主自営」が掲げられており、これまでは私立大学等経常費補助金、寄附金などの外部資金導入が図られていなかった。しかし、平成 17(2005)年度から 20(2008)年度まで 4 年間連続して入学定員を下回っており、今後の学生確保（学生生徒等納付金）が重要となるので、今後の改善に期待をしたい。

会計処理については、決算の理事会承認後に予算外の退職給与引当金取崩額の繰入及び退職金並びに退職給与引当金繰入額の金額・部門別内訳表の変更が行われており、適切な会計処理とはいえない。

財務情報は、ホームページ上にて公開されているが、退職給与引当金については理事会で承認後に変更した金額で掲載されている。

外部資金の導入については、経常費補助金、科学研究費補助金、寄附金の獲得などについても早期に打開策を検討する必要があると認められる。

【改善を要する点】

- ・財務基盤について、中・長期計画を早急に策定し、大学財政の安定化を図るべく改善が

第一工業大学

必要である。

- ・決算承認後に決算金額の変更・内訳表の部門間変更を行うことは、学校会計上の観点からも、不適切であり改善を要する。
- ・財務情報の公開については、理事会で承認された計算書類を公表するべきであり、改善を要する。
- ・教員の研究活動を活発化させるためにも、経常費補助金、科学研究費補助金、委託事業などの外部資金導入の努力がなされていない点について改善を要する。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準の校地・校舎面積の基準値を上回っている。特に、教育課程上の特色である自動車、航空機、宇宙関連の実験・実習には、一定の施設設備が整備されている。また、十分な人数を収容可能な学生寮を有している。

図書館は学生数に適合するスペースを有しているが、教育研究に必要な電子ジャーナル、データベースの整備が望まれる。授業時間終了後も卒業研究などのために、学生が一定時間施設設備を使用する必要があることから、キャンパス開放時間の延長などの対策を講じることが求められる。

障害のある学生の有無に関わらず、施設設備のバリアフリー化を促進する必要があるものの、全学共通の「福祉・住居演習」「住居環境学演習」を開講し、高齢者、障害のある者への理解を深める教育を行っている。

一部校舎については耐震診断を早急に実施し、施設設備の安全性を確認確保する必要がある。施設設備の耐震性確保及びバリアフリー化を含む教育研究設備への継続的投資が望まれるものの、教育課程上の特色である自動車、航空機、宇宙関連装置を取扱う上で安全教育を重視していることは評価できる。

【優れた点】

- ・収容定員数に対し、十分な学生寮を整備し、教育環境を整えていることは高く評価できる。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

グラウンド、体育館など、大学が持っている施設を地域に対して休日に開放しており、

社会のニーズに応えている。

「大学地域コンソーシアム」「戦略的大学連携支援事業」へ加入・参加しており、趣旨に沿った今後の連携活動が期待される。

「社会連携センター」を設置し、全学的な取組みを開始したことは評価できるが、工業大学としての物的・知的資産、研究成果などによる企業や他大学との連携は、その前提としての研究活動の活性化が課題であり、総合的な取組みが望まれる。

県内唯一の工業系単科大学として、限りある人的資源の中で公開講座、高大連携、地域連携など多様な取組みに努力しており、かつ学生もこれらの活動に積極的に参加するなどその活動は評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関する諸規程は整備されている。また、危機管理の体制も、防犯警備、防災体制などについて責任と指揮命令系統を確立することにより、整備されている。「セクシュアルハラスメントに関する規程」は、ハラスメント被害者の側に立った相談体制の整備が可能なものとするのが望ましい。

また、当該規程は教職員の職場でのハラスメントが主対象（同規程第 1 条、第 2 条）であるので、女子学生を含む学生へのキャンパス内でのハラスメントに対しての規程整備、若しくは対応策について検討が望まれる。

また、大学の教育研究成果の広報活動については、企業などとの連携を模索するにあたって研究内容の発信は必要性が高いことから、大学全体としての組織的体制の整備が急務であり、その計画の策定が待たれる。

危機管理に関する体制については、防犯警備、防災体制など、責任と指揮命令系統が確立されている。また、実験実習時の安全管理についても、学生のみならず教員を含めた指導を徹底している。